

転学部・転学科に関する規程

運営委員会

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知東邦大学学則第26条の4に基づいて転学部・転学科（以下「転部・転科」という。）に関する事項について定める。

(出願許可)

第2条 転部・転科を希望する者は、毎年1月末日までに在籍している学部および学科の長に願い出て、出願の承諾を得るものとする。

2 前項の希望者は、希望する学部または学科に欠員がある場合に限り出願することができる。ただし、この出願は在学中1回に限る。

(出願手続)

第3条 転部・転科を希望する者は、所定の願書、在籍する学部学科の承諾書、別表の検定料を添えて所定の期日までに願い出なければならない。

(選考)

第4条 転部・転科の選考日時及び選考方法は、各学部において定める。

(転学部・転学科の許可)

第5条 第3条により転部・転科の願い出があった場合は、前条の方法による選考の上、教授会の意見を聞いて学長が許可する。

(転学部・転学科の時期)

第6条 転部・転科の時期は、毎年学年始めとする。

(在学年数及び既修得単位の認定)

第7条 転部・転科を許可された者の在学年数及び既に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 在学年数は、その者が本学に在学した年数（休学期間を除く。）を在学年数と認め、学則第7条に規定する在学期間に算入する。

(2) 既に修得した授業科目及び単位の認定は受入れ学部学科が行う。

(授業料)

第8条 転部・転科を許可された者の納付すべき授業料の額は、本学に入学した年度に定められた転部後の学部のそれとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、改正（第3条、第6条）により平成27年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。

【別表】

検定料	10,000 円
-----	----------